

事 務 連 絡
令和3年12月22日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

追加接種（3回目接種）の実施に向けた大規模接種会場の確保等について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年12月17日に予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第192号）が公布・施行され、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）が予防接種法上の予防接種として位置付けられたことから、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その3）」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月体制事務連絡」という。）において、同ワクチンによる追加接種のための体制の確保を改めてお願いしました。各都道府県におかれましては、これまでも大規模接種会場を設置していただく等の取組みを進めていただいているところですが、追加接種に当たっては、ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンを合わせて、希望する者に対して十分な数量を確保していることから、こうした取組みをより一層進める必要があります。

については、武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種を実施するための体制の構築について、改めて御協力をお願いしたいことを下記のとおり整理しました。各都道府県におかれては、下記の内容を十分御了知の上、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 大規模接種会場について

これまでに設置した大規模接種会場について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6版）（以下「手引き」という。）第5章を参考に、追加接種を実施するために必要な体制が整っているか確認し、必要な体制の構築及び整備を更に進めること。

大規模接種会場について設置期間を設けている場合には、「新型コロナワクチン追加接種（３回目接種）等使用するファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの配分等について（その２）」（令和３年１２月２２日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）により武田/モデルナ社ワクチンの追加配送を行うこと等も踏まえ、可能な範囲で設置期間の延長も検討されたい。また、設置期間が終了した大規模接種会場についても、接種体制を再度構築し、追加接種を行うことができないか検討されたい。

なお、武田/モデルナ社ワクチンを保管するために割り当てられた－２０℃冷凍庫の設置を希望する等の場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に既定様式にてご登録されたい。

２．個別接種会場等について

武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種の体制構築を更に進めるため、手引き第２章の４の（２）に掲げる都道府県の役割も踏まえ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における個別接種による接種体制の確保等について、より一層の支援を行うこと。特に、市町村が個別接種会場又は集団接種会場を確保する場合に、市町村と関係機関との調整に当たって必要な助言を行うなど、市町村における円滑な接種体制の構築に協力すること。

また、「新型コロナワクチン追加接種（３回目接種）の体制確保について（その２）」（令和３年１１月１６日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び１２月体制事務連絡のとおり、武田/モデルナ社ワクチンについては、ファイザー社ワクチンと同様に、バイアル単位に小分けしての接種会場間の融通及び再融通（以下「融通等」という。）が可能になっていることを踏まえ、引き続き、ワクチンの融通等に関する調整に遺漏なきを期すこと。

このほか、広域的な視点で市町村における接種の体制構築を支援すること。例えば、単独では接種体制を構築することが難しい小規模市町村等について、広域連携により複数の市町村で接種体制を構築できるよう支援すること。

以上